

## 春めく新生活応援キャンペーン規約

この規約は、東北電力フロンティア株式会社(以下「当社」といいます。)が実施する「春めく新生活応援キャンペーン」(以下「本キャンペーン」といいます。)にもとづき、対象プランの新規ご加入による料金割引等に係る取扱いを定めたものです。

### 1 お申込み期間

本キャンペーンのお申込み期間は、2026年2月2日から2026年5月11日までといたします。

### 2 対象のお客さま

この規約は、お申込み期間中に個別約款「スマートでんき」、個別約款「水のチカラ～あきたeでんき～」、個別約款「水のチカラ～いわてeでんき～」、個別約款「水のチカラ～やまがたeでんき～」、個別約款「シンプルでんきB（北海道）」または個別約款「シンプルでんきC（北海道）」(以下「対象個別約款」といいます。)の適用を新たにお申込みされたお客さまを対象といたします。

ただし、次の場合には、本キャンペーンの対象外となります。

- ・ 対象の需要場所において、既に当社と需給契約を締結している場合  
※契約種別変更により、対象個別約款の適用を新たにお申込みされた場合は、本キャンペーンの対象外となります。
- ・ 2026年6月30日までに対象個別約款による電気の供給を開始されない場合
- ・ 個別約款「Aターン応援割」、個別約款「いわて応援特典」または個別約款「やまがた移住・子育て割」の適用をお申込みされた場合

### 3 料金の適用期間

本キャンペーンの料金の適用期間は、2026年7月の検針日から2026年9月の検針日の前日までといたします。

## 4 料 金

- (1) 3に定める料金の適用期間における対象個別約款の各月の料金は、対象個別約款によって算定された金額から(2)の割引額を差し引いたものといたします。
- (2) 割引額は、対象個別約款によって算定された各月の基本料金といたします。ただし、3に定める料金の適用期間中に需給契約が廃止された場合の割引額は、基本料金を基本約款22（日割計算）に基づき日割計算をしてえた金額といたします。

## 5 そ の 他

- ・当社が不適切と判断した場合は料金割引を行わない場合があります。
- ・本キャンペーンのお申込み期間中または終了後、同様または類似のキャンペーンを行う場合があります。
- ・本キャンペーンの料金割引の権利は譲渡できません。
- ・本キャンペーンは予告なく変更または終了する場合があります。
- ・その他の事項については、基本約款および個別約款によるものといたします。

以 上  
2026年2月2日 制定